

## 令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱 改正履歴

### 令和6年2月5日 改正

1. 要綱の名称を令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱に変更しました。
2. 一見して住宅に居住することが困難であると認められる場合は、罹災証明書の交付を待たずに入居ができることとしました。(第6条第2項)
3. 富山県、福井県及び新潟県の賃貸住宅を制度の対象に加えました。(第7条)
4. 被災時に賃貸住宅及び公営住宅に入居していた方は1年以内の入居が可能であることを明確化しました。また、1年以内に適当な物件がなく、新たな住宅に入居することができない場合は、県と市町の協議により、1年以内の範囲で延長ができることとしました。(別紙)
5. 昭和56年6月以前に建設された住宅であっても、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は供与可能としました。(別紙)

### 令和6年2月6日 改正

1. 金沢市及び野々市市とそれ以外の地域に分けて家賃区分を設定しました。